

報告第 11 号

公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 3 第 2 項の規定に基づき、
公益社団法人杉並区成年後見センターの経営状況を別冊のとおり提出する。

令和 8 年 5 月 22 日

提出者 杉並区長 岸 本 聡 子

令和7年度

事 業 報 告 書

計算書類及び附属明細書並びに財産目録

監 査 報 告 書

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和7年度

事業報告書

自 令和7年4月 1日

至 令和8年3月 31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和7年度 事業報告書

(令和7年4月1日～令和8年3月31日)

公益社団法人 杉並区成年後見センター

はじめに

当センターは成年後見制度推進機関として、これまでの事業実績を踏まえつつ、より一層の成年後見制度の利用促進を図るため、以下の基本方針のもと事業を遂行した。

【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の養成と育成・活用、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、関係機関との連携体制を強化するとともに、区民に対する成年後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報公開を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

今年度は、相談件数が増えている中、法律・福祉の専門職による相談事業を引き続き活用しながら、より専門的な相談と手続き支援を行った。12月には杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催し、民法改正が控える現状から「成年後見制度のこれからについて」をテーマとして現状や課題などについて、専門職団体、相談機関や福祉関係団体と意見交換を行うなど、連携強化に努めた。

また、地域共生社会の実現に向けて、住み慣れた地域での生活の継続を希望する本人に相応しい、同じ地域の身近な立場で成年後見活動を行う区民後見人を支援するため、毎月の監督業務やフォローアップ研修などを実施した。

さらに、区民向けの講座やパネル展を開催するなど、成年後見制度の普及啓発に努めた。

各事業の取組状況

1 円滑な法人運営体制の確立

運営体制	審議事項、報告事項
社員総会	<p>○ 臨時社員総会 令和7年4月1日（火）午前9時から [決議事項] 議案第1号 理事の選任について</p> <p>○ 定時社員総会 令和7年5月12日（月）午前9時から [報告事項] 令和6年度事業報告について [決議事項] 議案第2号 令和6年度計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及び財産目録の承認並びに監査報告について 議案第3号 理事の選任について</p>
理事会	<p>○ 第1回 令和7年4月24日（木）午後6時から [決議事項] 議案第2号 令和6年度事業報告及び決算の承認並びに監査報告について 議案第3号 令和6年度事業報告等に係る提出書類の承認について 議案第4号 理事の選任と社員総会への付議について 議案第5号 定時社員総会の開催について</p> <p>○ 第2回 令和7年11月4日（火）午後6時から 議案第7号 公益社団法人杉並区成年後見センター非常勤職員規則の改正について 議案第8号 公益社団法人杉並区成年後見センター育児・介護休業等に関する規則の改正について [報告事項] （1）上半期事業概要報告（令和7年度4月～9月）</p>

<p>理事会</p>	<p>○ 第3回 令和8年3月23日（月）午後6時から [決議事項] 議案第9号 令和8年度事業計画、収支予算書、資金調達及び設備投資の見込み、公益目的事業の種類又は内容の承認について 議案第10号 専門委員の選任について 議案第11号 苦情解決委員の選任について 議案第12号 運営委員会の委員の選任について 議案第13号 後見人候補者紹介要綱の改訂について 議案第14号 理事の選任と社員総会への付議について 議案第15号 臨時社員総会の開催について</p>
------------	---

<p>運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第1回 令和7年4月11日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 3件 後見監督事務審議 ・ 監督124号 定期報告について ○ 第2回 令和7年5月9日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 4件 後見監督事務審議 ・ 監督129号 定期報告について ・ 監督137号 定期報告について ・ 監督130号 定期報告について ・ 監督109号 終了報告について ○ 第3回 令和7年6月13日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 3件 法人後見事務審議 ・ 法人後見5号 定期報告について ・ 監督138号 定期報告について ○ 第4回 令和7年7月11日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 5件 後見監督事務審議 ・ 監督129号 終了報告について ○ 第5回 令和7年8月8日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 4件 後見監督事務審議 ・ 監督116号 定期報告について ○ 第6回 令和7年9月12日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 4件 後見監督事務審議 ・ 監督134号 定期報告について ・ 監督139号 定期報告について ○ 第7回 令和7年10月10日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 7件 後見監督事務審議 なし
--------------	---

<p>運営委員会</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 第8回 令和7年11月14日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 4件 後見監督事務審議 ・ 監督 133号 終了報告について ○ 第9回 令和7年12月12日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 5件 後見監督事務審議 ・ 監督 142号 初回報告について ・ 監督 127号 定期報告について ・ 監督 140号 定期報告について ○ 第10回 令和8年1月9日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 3件 後見監督事務審議 ・ 監督 128号 定期報告について ○ 第11回 令和8年2月13日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 7件 後見監督事務審議 ・ 法人後見2号 定期報告について ・ 監督 141号 定期報告について ・ 監督 134号 終了報告について ○ 第12回 令和8年3月13日（金）午後1時30分から 議事 事例審議 8件 後見監督事務審議 なし
--------------	---

2 公益目的事業 成年後見制度利用推進事業

【成年後見制度の周知、普及及び啓発活動】

(1) 一般区民向け講演会

成年後見制度の活用による権利擁護を推進するため、一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図った。

事業項目	実施内容
講演会の実施	<p>○ 講演会①「任意後見制度のお話し」</p> <p>日 時 令和7年10月28日(火) 午後2時～4時</p> <p>会 場 ウェルファーム杉並 4F 共用会議室1・2</p> <p>内 容 「～これからのそなえて 今できること～」 自分の死後に家族が困らないために出来る準備とは？</p> <p>講 師 司法書士 河井正人 氏 司法書士 大川安延 氏 (成年後見センター・リーガルサポート 東京支部)</p> <p>参加者 40名 (定員40名)</p> <p>○ 講演会②「成年後見制度の現状と課題 ～新たな成年後見制度について～」</p> <p>日 時 令和8年3月24日(火) 午後2時～4時</p> <p>会 場 ウェルファーム杉並 4F 共用会議室1・2</p> <p>内 容 民法改正を控えた現状の制度について、制度の持つ課題から今後の制度について学ぶ。</p> <p>講 師 杉並区成年後見センター職員</p> <p>参加者 37名 (定員40名)</p>

(2) 区民後見人等養成・支援事業

「成年後見制度利用促進法」において、地域共生社会の実現のための人材育成の一つとして、成年後見制度の担い手になりうる区民後見人の育成と受任後の支援が求められている。

令和7年度は昨年度、区民後見人等養成研修事業を修了した11名の区民後見人候補者も含めた24名の区民後見人等候補者名簿登録者を対象に「フォローアップ研修」を実施した。後見人選任までの待機期間中には、法人後見支援員や制度等の周知・広報を行う事業支援員など、多様な活動の場を提供した。

事業項目	実施内容												
区民後見人等の育成・支援	<p>○ 登録更新に必要な研修の実施</p> <ul style="list-style-type: none"> ・第1回 フォローアップ研修 日 時 令和7年9月13日(土) 午後2時～4時 内 容 「成年後見制度への理解を深める」 講 師 司法書士 後藤 三樹子 氏 (リーガルサポート東京 杉並支部) 出席者 27名 ・第2回 フォローアップ研修 日 時 令和7年12月20日(土) 午後2時～4時 内 容 「成年後見実務について」 講 師 弁護士 大野 友希 氏 (杉並区成年後見センター 専門職非常勤) 出席者 27名 <p>○ 区民後見人等の活用と支援</p> <p>区民後見人登録者 29名(令和8年3月31日現在) (登録者29名の内訳)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区民後見人養成研修 平成21年度修了者2名、平成24年度修了者1名、 平成27年度修了者3名、平成30年度修了者8名、 令和3年度修了者5名、令和6年度登録者10名 計29名 ・区民後見人等候補者紹介の状況(単位:件) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">令和7年度</th> <th colspan="2">令和6年度</th> </tr> <tr> <th>推薦件数</th> <th>推薦後の選任件数</th> <th>推薦件数</th> <th>推薦後の選任件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>1</td> <td>2</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table>	令和7年度		令和6年度		推薦件数	推薦後の選任件数	推薦件数	推薦後の選任件数	1	1	2	2
令和7年度		令和6年度											
推薦件数	推薦後の選任件数	推薦件数	推薦後の選任件数										
1	1	2	2										

	<ul style="list-style-type: none"> ・区民後見人受任状況 <ul style="list-style-type: none"> 当初受任件数 : 13 件 (前年度から継続の件数) 新規受任件数 : 1 件 合計受任件数 : 14 件 終了件数 : 3 件 (本人死亡による) 令和 8 年 3 月 31 日現在の受任件数 : 11 件 ・区民後見人登録者のうち未受任者数 : 14 名 ・その他の活動状況 (令和 7 年度中) <ul style="list-style-type: none"> 法人後見支援員 : 2 名 事務支援員 : 2 名 事業支援員 : 9 名 地域福祉権利擁護事業生活支援員 : 10 名
--	---

(3) 周知活動

ホームページやパンフレットを通じて、成年後見制度や当センターの周知及び広報を行った。ホームページはタイムリーに情報の更新を行った。

区庁舎ロビーにおいて、成年後見制度のパネル展示と制度概要の個別説明等によって周知活動を実施した。また、障害者週間事業に参加し、ロビー展示とパンフレットの配置を行った。

地域団体等が主催する説明会や研修会への講師の派遣依頼については、積極的に応じて制度説明を行った。

事業項目	実施内容
パンフレットの配布	<ul style="list-style-type: none"> ○ パンフレット等の作成と関係機関への配布 <ul style="list-style-type: none"> 地域包括支援センター(ケア 24)や障害者地域相談支援センター(すまいる)等の区内関係機関へパンフレット等の配布・配置を行い、成年後見制度と当センターのより一層の周知及び広報を行った。配布にあたっては従来のパンフレットに加え、制度利用者ご本人向けに読みやすくした説明用リーフレット及び点訳版パンフレットの配布を行った。 <li style="padding-left: 40px;">配布か所(区内) 20 か所 配布総数 780 部
周知活動	<ul style="list-style-type: none"> ○ パネル展示やパンフレットの配置 <ul style="list-style-type: none"> ・区庁舎ロビーにおける成年後見制度のパネル展示 令和 7 年 6 月 17 日 (火)、18 日 (水) の 2 日間 ・障害者週間事業におけるロビー展示・パンフレット配置 令和 7 年 12 月 1 日(月)～12 月 7 日(日)

説明会・研修会等への対応	○ 関係機関等からの要請に応じ、区民や関係機関職員を対象にした成年後見制度についての研修会に職員を派遣し、説明を行った。(一般区民対象2回、関係機関対象9回)				
	回	月日	内容等	対象	参加者数
	1	R7.4.22 R7.4.24	事業説明会	ウェルファーム杉並複合施設棟新任者(異動者含む)	30名
	2	R7.5.29	権利擁護研修	地域包括支援センターケア24・居宅支援事業所新任職員等	40名
	3	R7.6.16	杉並社協くらしのサポートステーションへの制度説明&連絡会	くらしのサポートステーション職員	8名
	4	R7.7.12	税理士による成年後見制度講演会と相談会	東京税理士会杉並・荻窪支部 一般区民	50名 (相談会3名)
	5	R7.10.21	杉並社協くらしのサポートステーションへの制度説明&連絡会	くらしのサポートステーション職員	8名
	6	R7.10.29	多職種連携・座談会	上荻地域の各種事業者	22名
	7	R7.11.17	成年後見制度について	すまいる荻窪	8名
	8	R7.11.19	成年後見制度について	すまいる高井戸	6名
	9	R7.11.20	ヒルフェ杉並共催 成年後見セミナー	一般区民	30名
	10	R.7.11.27	成年後見制度講習会	わたぼうしの会職員	15名
11	R7.12.11	成年後見制度について	すまいる高円寺	5名	

【成年後見制度に関する相談及び利用支援】

(4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害のある区民とその家族から寄せられた権利擁護や成年後見制度に関する相談に、電話・来所・訪問により対応した。相談業務においては、制度の概要説明に加え、成年後見の申立てに必要な書類を常備し、申立てに関する手続きの説明を行った。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な事案においては、相談者の主訴を把握し、成年後見制度が本人にとって有効であるか、また、必要なタイミングであるかどうかを判断した上で、本人との面談を行い関係機関や親族との連携や調整を経て、申立て書類の確認、第三者後見人等候補者の紹介などの継続的な申立て手続き支援を実施した。また、後見人等就任後の支援として、既に成年後見人等を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談対応や必要な支援、成年被後見人やその家族からの相談に対応した。

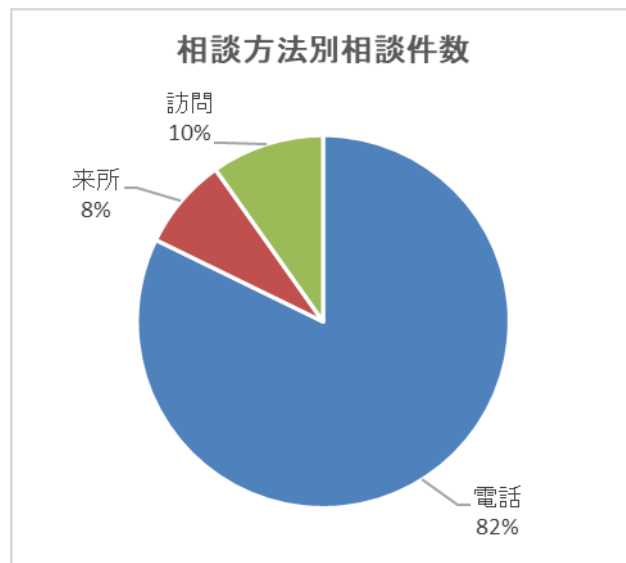
さらに、成年後見制度利用開始前及び開始後における区民からの相談体制を拡充するため、弁護士、司法書士、社会福祉士による「成年後見制度専門相談」を実施した。

事業項目	実施内容																																																																
相談事業の実施	<p>○ 成年後見制度等の利用や権利擁護に関する相談に電話、来所、訪問で対応した。</p> <p>相談件数は、前年度と比較して 411 件の増加で、新規相談の実数は 24 件の減であった。令和 7 年度は、継続的な関わりが長期にわたる事案が多かった傾向が読み取れる。</p> <p>対象者別の相談件数比率は、認知症が 46%、精神障害 15%、知的障害 13%、脳機能障害 8%、高齢者 10%、身体障害 1% と比率は昨年と大きな差異はなかった。</p> <p>主な相談者の相談件数比率は、本人、親族からの相談が 26%（内訳は本人 11%、親・子・配偶者 8%、その他の親族 7%）、関係機関等からの相談は 52%、後見受任者 12% となっている。</p> <p>[月別相談件数] (単位:件)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談件数</td> <td>428</td> <td>443</td> <td>414</td> <td>495</td> <td>432</td> <td>512</td> <td></td> </tr> <tr> <th>月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>相談件数</td> <td>506</td> <td>437</td> <td>437</td> <td>461</td> <td>376</td> <td>511</td> <td>5,452</td> </tr> </tbody> </table> <p>[月別新規相談者数] (単位:人)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>月</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>相談者数</td> <td>53</td> <td>43</td> <td>52</td> <td>55</td> <td>43</td> <td>45</td> <td></td> </tr> <tr> <th>月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>合計</th> </tr> <tr> <td>相談者数</td> <td>44</td> <td>53</td> <td>48</td> <td>53</td> <td>37</td> <td>55</td> <td>581</td> </tr> </tbody> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		相談件数	428	443	414	495	432	512		月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	相談件数	506	437	437	461	376	511	5,452	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		相談者数	53	43	52	55	43	45		月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	相談者数	44	53	48	53	37	55	581
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																											
相談件数	428	443	414	495	432	512																																																											
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																										
相談件数	506	437	437	461	376	511	5,452																																																										
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																																																											
相談者数	53	43	52	55	43	45																																																											
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																																																										
相談者数	44	53	48	53	37	55	581																																																										

相談事業
の実施

[相談方法別相談件数]
(単位:件)

	7年度	6年度
電話	4,483	4,261
来所	434	469
訪問	535	311
計	5,452	5,041

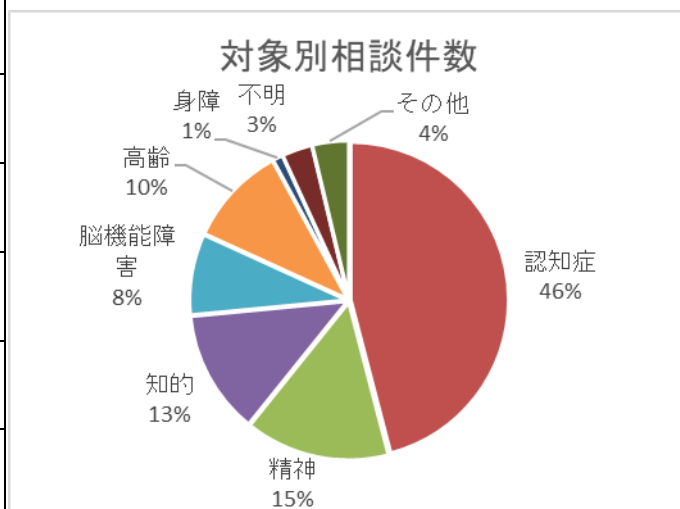


[相談方法別新規相談者数]
(単位:人)

	7年度	6年度
電話	492	530
来所	85	74
訪問	4	4
計	581	608

	相談件数 (件)	実人数 (人)
認知症	2,505	220
精神障害	809	45
知的障害	692	34
脳機能障害	454	50
高齢者	560	123
身体障害	58	6
不明・その他	374	103
計	5,452	581

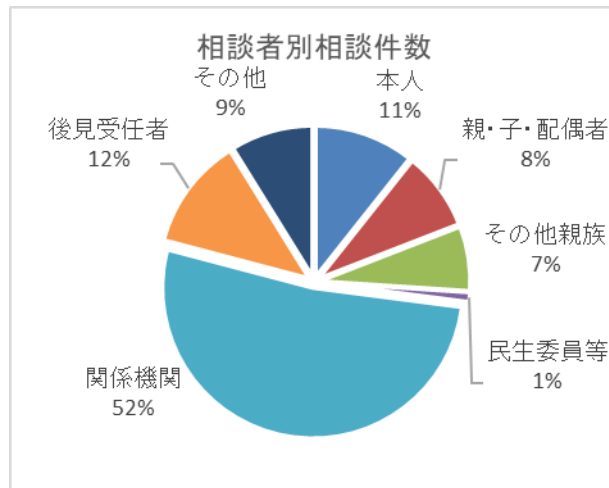
[相談対象別相談件数]



相談事業
の実施

[相談者別相談件数]
(単位：件)

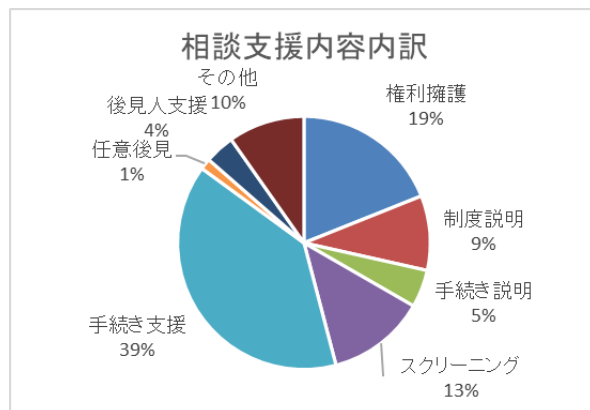
	7年度	6年度
本人	648	487
親・子・ 配偶者	511	447
その他親族	420	449
民生委員等	61	92
関係機関	3,156	3,197
後見受任者	731	668
その他	536	449
計	6,063	5,789



※複数人で相談があった場合
(例：家族とケアマネが来所)は、
それぞれにカウントしている。

[相談支援内容内訳] (単位：件)

	7年度	6年度	
権利擁護	1,209	1,209	
法定 後 見	制度説明	608	865
	手続き説明	306	304
	スクリーニング	804	851
	手続き支援 ※1	2,493	2,205
	任意後見	89	129
後見人支援	243	325	
その他	623	535	
計 ※2	6,375	6,423	



※1 次の事業項目「申立て手続き支援の実施」
において再掲

※2 複数の内容の相談があった場合は、それ
ぞれにカウントしている。

相談事業 の実施	<p>○ 弁護士、司法書士、社会福祉士による成年後見制度専門相談を実施した。 実施日 毎月第1～第4火曜日、第1～第4木曜日（祝日は除く） ①午後1時30分 ②午後3時 （各日2枠で相談対応）</p>																																
	<p>[月別専門相談件数] （単位：件）</p>																																
	<table border="1"> <tr> <td>月</td> <td>4月</td> <td>5月</td> <td>6月</td> <td>7月</td> <td>8月</td> <td>9月</td> <td></td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>16</td> <td>15</td> <td>10</td> <td>9</td> <td></td> </tr> <tr> <td>月</td> <td>10月</td> <td>11月</td> <td>12月</td> <td>1月</td> <td>2月</td> <td>3月</td> <td>合計</td> </tr> <tr> <td>件数</td> <td>16</td> <td>12</td> <td>12</td> <td>10</td> <td>11</td> <td>11</td> <td>147</td> </tr> </table>	月	4月	5月	6月	7月	8月	9月		件数	15	10	16	15	10	9		月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	件数	16	12	12	10	11	11	147
月	4月	5月	6月	7月	8月	9月																											
件数	15	10	16	15	10	9																											
月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計																										
件数	16	12	12	10	11	11	147																										
申立て手 続き支援 の実施	<p>○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、継続的な相談対応や書類作成等の支援を実施した。（単位：件）</p>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>支援の内容</th> <th>7年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>継続相談（複数回の相談対応）</td> <td>2,062</td> <td>1,986</td> </tr> <tr> <td>書類作成支援</td> <td>123</td> <td>99</td> </tr> <tr> <td>家裁・鑑定医等への同行・調査立会</td> <td>11</td> <td>6</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>97</td> <td>114</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>2,293</td> <td>2,205</td> </tr> </tbody> </table>	支援の内容	7年度	6年度	継続相談（複数回の相談対応）	2,062	1,986	書類作成支援	123	99	家裁・鑑定医等への同行・調査立会	11	6	その他	97	114	合計	2,293	2,205														
支援の内容	7年度	6年度																															
継続相談（複数回の相談対応）	2,062	1,986																															
書類作成支援	123	99																															
家裁・鑑定医等への同行・調査立会	11	6																															
その他	97	114																															
合計	2,293	2,205																															
	<p>※ 対象期間における新規の支援対象者人数</p>																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>7年度</th> <th>6年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>支援対象者人数</td> <td>200人</td> <td>189人</td> </tr> </tbody> </table>		7年度	6年度	支援対象者人数	200人	189人																										
	7年度	6年度																															
支援対象者人数	200人	189人																															

申立て手
続き支援
の実施

○ 家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援として、第三者後見人等候補者の紹介等を実施した。（区民後見人2を除く）

(単位：件)

項目	内訳	7年度					
		推薦件数※			推薦後の選任件数		
		①	②	③	①	②	③
第三者 後見人等候 補者紹介	弁護士	6	3	0	6	3	0
	司法書士	18	22	14	16	20	14
	社会福祉士	30	9	7	30	9	7
	税理士	1	0	0	1	0	0
	精神保健福祉士	0	0	0	0	0	0
	計	55	34	21	53	32	21
	合計	110			106		
鑑定医紹介		紹介件数			0		

(単位：件)

項目	内訳	6年度					
		推薦件数※			推薦後の選任件数		
		①	②	③	①	②	③
第三者 後見人等候 補者紹介	弁護士	1	1	1	1	1	0
	司法書士	13	10	11	13	10	14
	社会福祉士	20	12	2	17	6	1
	税理士	1	0	0	1	0	0
	精神保健福祉士	0	0	0	0	0	0
	計	35	23	14	32	17	15
	合計	72			64		
鑑定医紹介		紹介件数			0		

※ 第三者後見人等候補者紹介の推薦件数は、

- ①当年度開催の運営委員会の審議結果に基づく推薦件数
- ②専門委員への諮問に基づく推薦件数
- ③事務局及び関係団体との協議に基づく推薦件数

に分けて専門職種別に集計している。

推薦後の選任件数は、当該年度中に家庭裁判所の審判があり、後見人として選任された件数を専門職種別に集計している。

職員研修の実施	<p>区民等からの相談に対し、相談業務・申立て手続き支援業務においてよりの確かな対応ができるよう、また、公益社団法人としての運営管理の質の向上を目指して、内部研修、外部研修を通じセンター職員のレベルアップを図った。</p> <p>○内部研修</p> <table border="1" data-bbox="435 483 1449 1055"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 483 620 528">区分</th> <th data-bbox="620 483 1449 528">研修内容等</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 528 620 880">法律・財産管理等研修</td> <td data-bbox="620 528 1449 880"> 法律関係の職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で実施した。 講師：杉並区成年後見センター専門職非常勤（弁護士） ① 賃料未払い等の対応について 令和7年11月21日（金） ② 相続人の一人が居なくなった際の対応について 令和8年3月13日（金） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 880 620 1055">区民後見人フォローアップ研修</td> <td data-bbox="620 880 1449 1055"> ○「成年後見制度への理解を深める」 令和7年9月13日（土）27名 ○「成年後見実務について」ほか 令和7年12月20日（土）27名 </td> </tr> </tbody> </table> <p>○外部研修</p> <table border="1" data-bbox="435 1144 1449 1682"> <thead> <tr> <th data-bbox="435 1144 962 1234">研修内容</th> <th data-bbox="962 1144 1291 1234">主催</th> <th data-bbox="1291 1144 1449 1234">参加人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="435 1234 962 1279">第1・2回利用者支援区市町村連絡会</td> <td data-bbox="962 1234 1291 1279">東京都福祉保健局</td> <td data-bbox="1291 1234 1449 1279">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1279 962 1323">東京都研修～区市町村長申立て研修</td> <td data-bbox="962 1279 1291 1323">東京都保健福祉局</td> <td data-bbox="1291 1279 1449 1323">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1323 962 1413">成年後見制度推進機関 地域連携ネットワーク会議</td> <td data-bbox="962 1323 1291 1413">東京都社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1291 1323 1449 1413">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1413 962 1458">専門員現任研修・フォローアップ研修</td> <td data-bbox="962 1413 1291 1458">東京都社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1291 1413 1449 1458">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1458 962 1503">東社協研修～法人後見基礎研修</td> <td data-bbox="962 1458 1291 1503">東京都社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1291 1458 1449 1503">1</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1503 962 1547">財務書類研修</td> <td data-bbox="962 1503 1291 1547">直原公認会計士</td> <td data-bbox="1291 1503 1449 1547">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1547 962 1592">市民後見人フォローアップ研修</td> <td data-bbox="962 1547 1291 1592">東京都社会福祉協議会</td> <td data-bbox="1291 1547 1449 1592">7</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1592 962 1637">杉並区困難事例対応研修</td> <td data-bbox="962 1592 1291 1637">杉並区</td> <td data-bbox="1291 1592 1449 1637">2</td> </tr> <tr> <td data-bbox="435 1637 962 1682">推進機関テーマ別研究会議</td> <td data-bbox="962 1637 1291 1682">東京都</td> <td data-bbox="1291 1637 1449 1682">1</td> </tr> </tbody> </table>	区分	研修内容等	法律・財産管理等研修	法律関係の職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で実施した。 講師：杉並区成年後見センター専門職非常勤（弁護士） ① 賃料未払い等の対応について 令和7年11月21日（金） ② 相続人の一人が居なくなった際の対応について 令和8年3月13日（金）	区民後見人フォローアップ研修	○「成年後見制度への理解を深める」 令和7年9月13日（土）27名 ○「成年後見実務について」ほか 令和7年12月20日（土）27名	研修内容	主催	参加人数	第1・2回利用者支援区市町村連絡会	東京都福祉保健局	2	東京都研修～区市町村長申立て研修	東京都保健福祉局	1	成年後見制度推進機関 地域連携ネットワーク会議	東京都社会福祉協議会	2	専門員現任研修・フォローアップ研修	東京都社会福祉協議会	1	東社協研修～法人後見基礎研修	東京都社会福祉協議会	1	財務書類研修	直原公認会計士	2	市民後見人フォローアップ研修	東京都社会福祉協議会	7	杉並区困難事例対応研修	杉並区	2	推進機関テーマ別研究会議	東京都	1
区分	研修内容等																																				
法律・財産管理等研修	法律関係の職員等による法律・財産管理関係の研修を通年で実施した。 講師：杉並区成年後見センター専門職非常勤（弁護士） ① 賃料未払い等の対応について 令和7年11月21日（金） ② 相続人の一人が居なくなった際の対応について 令和8年3月13日（金）																																				
区民後見人フォローアップ研修	○「成年後見制度への理解を深める」 令和7年9月13日（土）27名 ○「成年後見実務について」ほか 令和7年12月20日（土）27名																																				
研修内容	主催	参加人数																																			
第1・2回利用者支援区市町村連絡会	東京都福祉保健局	2																																			
東京都研修～区市町村長申立て研修	東京都保健福祉局	1																																			
成年後見制度推進機関 地域連携ネットワーク会議	東京都社会福祉協議会	2																																			
専門員現任研修・フォローアップ研修	東京都社会福祉協議会	1																																			
東社協研修～法人後見基礎研修	東京都社会福祉協議会	1																																			
財務書類研修	直原公認会計士	2																																			
市民後見人フォローアップ研修	東京都社会福祉協議会	7																																			
杉並区困難事例対応研修	杉並区	2																																			
推進機関テーマ別研究会議	東京都	1																																			

(5) 申立て費用助成、後見報酬助成事業

所得や資産が少ないために、成年後見制度の利用が困難な者への支援として、申立て費用助成事業及び後見報酬助成事業を実施した。

事業項目	実施内容		
申立て費用・ 後見報酬助成	(単位:件)		
	区分	7年度	6年度
	申立て費用助成	1	0
後見報酬助成	8	10	

【後見人サポート及び関係機関との連携強化】

(6) 親族後見人勉強会

家庭裁判所の最新動向を含めた後見事務に関する親族後見人の知識向上と、親族後見人の悩みや情報の共有を目的として、親族後見人対象の勉強会を開催した。

事業項目	実施内容
親族後見人 勉強会	親族後見人を対象とした勉強会を開催するとともに、親族後見人からの個々の相談については、個別に対応を行った。 日 時 令和8年1月23日(金)午後2時～4時 内 容 ○「成年後見制度に関する東京家庭裁判所での最新動向や後見事務についての説明、情報交換」 ○親族後見人の情報交換 講 師 杉並区成年後見センター専門職非常勤(弁護士) 参加者数 2名 (全登録者 13名)

(7) 関係機関との連携強化のための事業

成年後見制度の利用が検討される高齢者や障害者に係るケースカンファレンスや、高齢者の相談機関である地域包括支援センター(ケア 24)が行う地域ケア会議に、当センターの職員が積極的に参加し、実務者レベルでの連携強化を図った。また、杉並区社会福祉協議会(地域福祉権利擁護事業担当)との業務連絡会を毎月開催し、個別ケースについての課題共有を図り、両制度の迅速かつ適切な利用の推進に努めた。

さらに、成年後見制度利用促進基本計画に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能と役割を果たすべく、区内の関係機関との連携の強化や、成年後見制度の利用を円滑に進めるための杉並区成年後見制度利用促進協議会を開催した。

事業項目	実施内容
関係機関との連携強化	<ul style="list-style-type: none"> ○ 関係機関とのケースカンファレンス (地域包括支援センター(ケア 24)が主催する地域ケア会議等を含む) 参加回数 67回 ○ 杉並区社会福祉協議会(地域福祉権利擁護事業担当)との定期業務連絡会 開催回数 12回(原則毎月開催) ○ 東京都福祉保健局主催の連絡会 <ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援区市町村連絡会 2回 ・東京都成年後見地域連携ネットワーク会議 1回 ・東京都成年後見制度推進機関連絡会 1回 ○ 家事関係機関と東京家庭裁判所との連絡協議会 1回 (東京家庭裁判所主催) ○ 杉並区成年後見制度利用促進協議会 日 時 令和7年12月22日(月) 午後3時～5時 出席者 参加 24団体 内 容 テーマ その人らしい暮らしを継続するために ～関係機関との連携 (1)「成年後見制度のこれからについて」 (2)事例検討(他機関連携で支援を続けた困難事例) 成年後見制度の改正の方向性を中核機関に期待される役割と共に講師より解説。 区内での連携事例を時系列での取り組みなどをセンター相談員より紹介した。

【法人後見事務】

(8) 法人後見事務

令和7年度の新たな受任案件はなかったため、受任件数は前年度から継続の2件となる。

事業項目	実施内容												
法人後見事務	○ 法人後見事務 令和7年度の受任件数 2件 <table border="1"><thead><tr><th>審判日</th><th>種別</th><th>類型</th><th>主な後見事務</th></tr></thead><tbody><tr><td>H19.12.26</td><td>障害者 (精神・知的)</td><td>後見</td><td>財産の管理及び生活費の支援 福祉サービス利用支援等 単身用住宅への転居とそれに伴う環境改善等支援</td></tr><tr><td>H29.4.5</td><td>障害者 (知的)</td><td>後見</td><td>財産の管理、福祉サービス利用支援等 65歳に到達し、脳出血もあり、有料老人ホームへ転居。治療や施設探しなど支援</td></tr></tbody></table>	審判日	種別	類型	主な後見事務	H19.12.26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理及び生活費の支援 福祉サービス利用支援等 単身用住宅への転居とそれに伴う環境改善等支援	H29.4.5	障害者 (知的)	後見	財産の管理、福祉サービス利用支援等 65歳に到達し、脳出血もあり、有料老人ホームへ転居。治療や施設探しなど支援
審判日	種別	類型	主な後見事務										
H19.12.26	障害者 (精神・知的)	後見	財産の管理及び生活費の支援 福祉サービス利用支援等 単身用住宅への転居とそれに伴う環境改善等支援										
H29.4.5	障害者 (知的)	後見	財産の管理、福祉サービス利用支援等 65歳に到達し、脳出血もあり、有料老人ホームへ転居。治療や施設探しなど支援										

【委任契約による代理事務】

(9) 委任契約による代理事務

移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について、法人の任意後見の受任に関する検討と併せて継続的に検討を行った。

【後見監督事務】

(10) 後見監督事務

区民後見人受任事案に関しては、成年後見制度推進機関として当センターが後見監督事務を実施している。令和6年度から継続している13件に加え、当該年度は新たに1件の後見監督人受任の審判がおりたため、令和7年度の受任件数は14件となった。なお、成年被後見人等の死亡により3件が終了したため、令和8年3月末現在の後見監督人受任件数は11件となった。

事業項目	実施内容					
後見監督事務	○ 後見監督事務 令和7年度の受任件数 11件					
		審判日	種別	類型	備考	主な後見監督事務
	1	H30.5.9 監督116号	高齢者 (認知)	補助		
	2	R1.12.16 監督124号	障害者 (知的)	後見		
	3	R2.8.18 監督127号	高齢者 (認知)	保佐		
	4	R2.10.12 監督128号	高齢者 (認知)	後見		
	5	R3.1.19 監督129号	高齢者 (認知症)	補助	令和7年9月死亡により終了。	
	6	R3.2.9 監督130号	高齢者 (認知)	後見		
	7	R3.8.11 監督133号	高齢者 (認知)	後見	令和7年10月死亡により終了。	
	8	R4.6.9 監督134号	高齢者 (認知)	後見	令和7年12月死亡により終了。	
	9	R6.2.2 監督137号	高齢者 (認知)	後見		
	10	R6.3.11 監督138号	高齢者 (認知)	後見		
	11	R6.5.22 監督139号	高齢者 (認知)	後見		
	12	R6.8. 監督140号	高齢者 (認知)	後見		
	13	R6.9. 監督141号	高齢者 (認知)	後見		
	14	R7.10. 監督142号	高齢者 (認知)	後見		

【区長申立て事務支援】

(11) 区長申立て事務支援

区民等が成年後見制度の利用に結びつかずに不利益を被ることがないように、杉並区の所管課及び関係する機関との連携・調整を行い、訪問同行や申立書の作成など、区長申立て事務の支援を行った。

事業項目	実施内容						
区長申立て事務支援	○ 杉並区との協定に基づき、区長申立て事務の支援を行った。 (単位:件) <table border="1"><thead><tr><th></th><th>7年度</th><th>6年度</th></tr></thead><tbody><tr><td>区長申立て事務支援</td><td>53</td><td>35</td></tr></tbody></table>		7年度	6年度	区長申立て事務支援	53	35
	7年度	6年度					
区長申立て事務支援	53	35					

3 法人管理業務

公益法人運営

法令及び定款に従い、理事会や社員総会の開催など法人の運営を適切に行った。

また、法定書類の作成・備置き・開示と定期書類の提出など、法人の情報公開を適切に行った。

今後も、定款及び諸規則等について、法人運営の状況を踏まえ、必要に応じて見直しを行う予定である。

事業報告の附属明細書

令和7年度事業報告においては、「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則(平成19年省令第28号)」第34条第3項に規定する「事業報告の内容を補足する重要な事項」が存在しないので、附属明細書は作成していない。

令和7年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者(上半期)

諮問		類型			申立人			性別		年齢	障害種別				申立時の居所				申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路	
回 (月)	諮問 No.	補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女		認知症	知的障害	精神障害	他	施設	自宅	病院	他				
第1回 (4月)	1			○			○		○	65		○			○						社会福祉士	区障害者施策課
	2			○			○		○	90	○					○					司法書士	区在宅医療・生活支援センター
	3		○				○	○		75			○		○					○	社会福祉士	福祉事務所
第2回 (5月)	4			○			○		○	80	○										社会福祉士	区在宅医療・生活支援センター
	5			○			○		○	78	○				○					○	司法書士	居宅介護支援専門員
	6			○			○	○		95	○						○				司法書士	病院
	7			○			○		○	87	○										社会福祉士	地域福祉権利擁護事業
第3回 (6月)	8			○			○		○	95	○				○						弁護士	区在宅医療・生活支援センター
	9			○			○		○	53			○				○			○	社会福祉士	福祉事務所
	10			○			○		○	86				○	○						司法書士	居宅介護支援専門員
第4回 (7月)	11			○			○		○	88	○				○						社会福祉士	区在宅医療・生活支援センター
	12			○			○		○	93	○					○					社会福祉士	医療ソーシャルワーカー
	13			○			○		○	87	○				○						社会福祉士	区在宅支援課
	14			○			○		○	81	○				○						司法書士	居宅介護支援専門員
	15			○			○	○		87	○					○					司法書士	居宅介護支援専門員
第5回 (8月)	16			○			○		○	85	○				○						区民後見人	軽費老人ホーム
	17			○			○	○		83	○				○						社会福祉士	地域福祉権利擁護事業
	18			○			○		○	80	○				○						社会福祉士	介護老人保健施設
	19			○			○	○		76	○				○						社会福祉士	地域福祉権利擁護事業
第6回 (9月)	20			○			○		○	91	○				○						社会福祉士	地域福祉権利擁護事業
	21			○			○	○		75			○								弁護士	親族
	22			○			○		○	84	○				○						弁護士	区在宅医療・生活支援センター
	23			○			○		○	85	○				○						司法書士	グループホーム
計		0	1	22	0	0	23	6	17	-	18	1	3	1	14	4	3	2	3	弁護士 司法書士 社会福祉士 区民後見人 税理士 家裁一任	3 7 12 1 0 0	

令和7年度 第三者後見人候補者推薦審議対象者(下半期)

資料 1

諮問 回 (月)	諮問 No.	類型			申立人			性別		年齢	申立時の居所				障害種別				申立時 生保受給	推薦候補	相談の経路	
		補助	保佐	後見	本人	親族	区長	男	女		施設	自宅	病院	他	認知症	知的障害	精神障害	他				
第7回 (10月)	24			○		○		○	93			○		○							司法書士	区在宅医療・生活支援センター
	25			○		○	○		61			○					○				司法書士	区在宅医療・生活支援センター
	26			○		○		○	82	○				○							弁護士	区在宅医療・生活支援センター
	27			○		○		○	95		○			○							社会福祉士	地域福祉権利擁護事業
	28		○			○	○		80			○		○					○		社会福祉士	福祉事務所
	29			○		○		○	39	○						○					社会福祉士	障害者施策課
	30			○		○		○	91	○				○							司法書士	地域福祉権利擁護事業
第8回 (11月)	31			○		○	○		66			○								○	社会福祉士	在宅医療生活支援センター
	32			○		○		○	81	○				○							弁護士	在宅医療生活支援センター
	33			○		○		○	64		○			○							社会福祉士	高齢者在宅支援課
	34			○		○		○	92			○		○					○		社会福祉士	地域福祉権利擁護事業
第9回 (12月)	35			○		○	○		87	○				○							司法書士	地域福祉権利擁護事業
	36			○		○		○	97	○				○							司法書士	地域包括支援センター
	37			○		○		○	83	○				○							社会福祉士	ケアマネジャー
	38			○		○		○	62			○				○			○		司法書士	福祉事務所
	39		○			○	○		49				○		○						社会福祉士	障害者施策課
第10回 (1月)	40			○		○	○		51				○		○						社会福祉士	障害者施策課
	41			○		○		○	80		○			○							税理士	親族
	42			○		○	○		75	○				○							社会福祉士	高齢者在宅支援課
第11回 (2月)	43			○		○	○		67			○									社会福祉士	病院
	44			○		○	○		84		○			○							弁護士	地域包括支援センター
	45			○		○		○	90			○				○					司法書士	ケアマネジャー
	46			○		○	○		57		○					○					社会福祉士	ケアマネジャー
	47			○		○	○		80	○				○							社会福祉士	地域福祉権利擁護事業
	48			○		○		○	53				○		○						社会福祉士	障害者施策課
	49	○				○		○	91	○				○							区民後見人	ケアマネジャー
第12回 (3月)	50			○		○	○		76			○								○	社会福祉士	病院
	51			○		○	○		83			○								○	社会福祉士	病院
	52			○		○	○		91	○				○							司法書士	高齢者在宅支援課
	53			○		○	○		66			○								○	社会福祉士	病院
	54			○		○	○		79				○	○							社会福祉士	地域福祉権利擁護事業
	55			○		○		○	91	○				○							司法書士	高齢者在宅支援課
	56			○		○		○	88	○				○							司法書士	在宅医療生活支援センター
	57			○		○	○		83		○			○							司法書士	地域包括支援センター
計		1	2	31	0	0	34	17	17	-	13	6	11	4	21	4	4	4	5	3	弁護士 3 司法書士 11 社会福祉士 18 税理士 1 区民後見人 1	
年間計		1	3	53	0	0	57	23	34	-	31	7	14	5	35	8	7	7	7	6	弁護士 6 司法書士 18 社会福祉士 30 税理士 1 区民後見人 2	

計算書類及び附属明細書並びに財産目録

第 20 期

(令和7年度)

貸 借 対 照 表

正味財産増減計算書

正味財産増減計算書内訳表

附 属 明 細 書

財 産 目 録

公益社団法人杉並区成年後見センター

杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並3階

貸借対照表

令和8年3月31日 現在

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 資産の部			
1. 流動資産			
現金預金	7,923,051	9,403,316	△ 1,480,265
未 収 金	259,767	726,560	△ 466,793
立 替 金	9,066	9,066	0
流動資産合計	8,191,884	10,138,942	△ 1,947,058
資産合計	8,191,884	10,138,942	△ 1,947,058
II 負債の部			
1. 流動負債			
未払金	1,099,908	2,855,777	△ 1,755,869
未払費用	2,328,500	2,509,647	△ 181,147
預り金	175,643	372,919	△ 197,276
賞与引当金	1,587,833	1,400,599	187,234
流動負債合計	5,191,884	7,138,942	△ 1,947,058
負債合計	5,191,884	7,138,942	△ 1,947,058
III 正味財産の部			
1. 基金	3,000,000	3,000,000	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
2. 一般正味財産	0	0	0
(うち基本財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
(うち特定財産への充当額)	(0)	(0)	(0)
正味財産合計	3,000,000	3,000,000	0
負債及び正味財産合計	8,191,884	10,138,942	△ 1,947,058

正味財産増減計算書

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	当年度	前年度	増 減
I 一般正味財産増減の部			
1. 経常増減の部			
(1) 経常収益			
利用料収入	1,409,965	2,486,680	△ 1,076,715
受取利息	58,334	13,600	44,734
負担金収入	48,575,579	43,207,798	5,367,781
受取寄附金	0	0	0
経常収益計	50,043,878	45,708,078	4,335,800
(2) 経常費用			
①事業費	40,536,418	37,595,405	2,941,013
給料手当	23,370,979	20,708,552	2,662,427
法定福利費	5,393,629	4,461,841	931,788
福利厚生費	94,864	71,302	23,562
その他の報酬	3,951,122	4,354,563	△ 403,441
消耗品費	182,888	156,279	26,609
事務用品費	55,084	104,744	△ 49,660
賃借料	1,801,272	1,801,272	0
保険料	145,580	140,580	5,000
修繕費	123,597	245,963	△ 122,366
旅費交通費	62,529	68,314	△ 5,785
賞与引当金繰入額	1,429,050	1,260,539	168,511
通信費	514,603	464,362	50,241
支払手数料	152,713	134,291	18,422
租税公課	400	17,000	△ 16,600
広告宣伝費	249,700	435,200	△ 185,500
業務委託費	517,000	407,000	110,000
研修費	0	0	0
分担金	432,298	426,893	5,405
助成費用	2,059,110	2,336,710	△ 277,600
雑費	0	0	0
②管理費	9,507,460	8,112,673	1,394,787
役員報酬	969,000	960,000	9,000
給料手当	3,948,819	3,476,109	472,710
法定福利費	2,502,615	1,660,060	842,555
福利厚生費	27,632	21,400	6,232
その他の報酬	614,000	623,000	△ 9,000
消耗品費	77,787	66,973	10,814
事務用品費	23,607	35,219	△ 11,612
賞与引当金繰入額	158,783	140,060	18,723
通信費	170,029	166,934	3,095
賃借料	482,328	482,328	0
修繕費	101,370	163,084	△ 61,714
業務委託費	71,500	77,000	△ 5,500
研修費	0	0	0
支払手数料	174,719	57,552	117,167
分担金	185,271	182,954	2,317
経常費用計	50,043,878	45,708,078	4,335,800
当期経常増減額	0	0	0
2. 経常外増減の部			
(1) 経常外収益			
経常外収益計	0	0	0
(2) 経常外費用			
経常外費用計	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0
II 指定正味財産増減の部			
当期指定正味財産増減額	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0
III 基金増減の部			
当期基金増減額	0	0	0
基金期首残高	3,000,000	3,000,000	0
基金期末残高	3,000,000	3,000,000	0
IV 正味財産期末残高	3,000,000	3,000,000	0

正味財産増減計算書内訳表
令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	成年後見制度利用推進事業			
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
利用料等収入	1,409,965	0	0	1,409,965
受取利息	58,334	0	0	58,334
負担金収入	39,068,119	9,507,460	0	48,575,579
経常収益計	40,536,418	9,507,460	0	50,043,878
(2) 経常費用				
①事業費	40,536,418	0	0	40,536,418
給料手当	23,370,979	0	0	23,370,979
法定福利費	5,393,629	0	0	5,393,629
福利厚生費	94,864	0	0	94,864
その他の報酬	3,951,122	0	0	3,951,122
消耗品費	182,888	0	0	182,888
事務用品費	55,084	0	0	55,084
賃借料	1,801,272	0	0	1,801,272
保険料	145,580	0	0	145,580
修繕費	123,597	0	0	123,597
旅費交通費	62,529	0	0	62,529
賞与引当金繰入額	1,429,050	0	0	1,429,050
通信費	514,603	0	0	514,603
支払手数料	152,713	0	0	152,713
租税公課	400	0	0	400
広告宣伝費	249,700	0	0	249,700
業務委託費	517,000	0	0	517,000
研修費	0	0	0	0
分担金	432,298	0	0	432,298
助成費用	2,059,110	0	0	2,059,110
雑費	0	0	0	0
②管理費	0	9,507,460	0	9,507,460
役員報酬	0	969,000	0	969,000
給料手当	0	3,948,819	0	3,948,819
法定福利費	0	2,502,615	0	2,502,615
福利厚生費	0	27,632	0	27,632
その他の報酬	0	614,000	0	614,000
消耗品費	0	77,787	0	77,787
事務用品費	0	23,607	0	23,607
賞与引当金繰入額	0	158,783	0	158,783
通信費	0	170,029	0	170,029
賃借料	0	482,328	0	482,328
修繕費	0	101,370	0	101,370
業務委託費	0	71,500	0	71,500
研修費	0	0	0	0
支払手数料	0	174,719	0	174,719
分担金	0	185,271	0	185,271
経常費用計	40,536,418	9,507,460	0	50,043,878
当期経常増減額	0	0	0	0
2. 経常外増減の部				
(1) 経常外収益				
経常外収益計	0	0	0	0
(2) 経常外費用				
経常外費用計	0	0	0	0
当期経常外増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0
一般正味財産期首残高	0	0	0	0
一般正味財産期末残高	0	0	0	0
II 指定正味財産増減の部				
当期指定正味財産増減額	0	0	0	0
指定正味財産期首残高	0	0	0	0
指定正味財産期末残高	0	0	0	0
III 基金増減の部				
当期基金増減額	0	0	0	0
基金期首残高	3,000,000	0	0	3,000,000
基金期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000
IV 正味財産期末残高	3,000,000	0	0	3,000,000

財務諸表に対する注記

1. 継続組織の前提に関する注記

該当なし。

2. 重要な会計方針

(1) リース取引の処理方法

リース料総額が300万円以下のファイナンス・リース取引は、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。

(2) 消費税等の会計処理

税込処理によっている。

(3) 引当金の計上基準

賞与引当金については、職員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額のうち、当年度に帰属する金額を計上している。

3. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高

補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高は、次のとおりである。

(単位：円)

補助金等の名称	交付者	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高	貸借対照表上の記載区分
負担金	杉並区	0	35,377,601	35,377,601	0	
負担金	杉並区社会福祉協議会	0	13,197,978	13,197,978	0	

4. 基金及び代替基金の増減額及びその残高

基金及び代替基金の増減額及びその残高は、次のとおりである。

(単位：円)

科目	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
基金	3,000,000	0	0	3,000,000
合計	3,000,000	0	0	3,000,000

5. 関連当事者との取引の内容

関連当事者との取引の内容は、次のとおりである。

属性	法人等の名称	住所	資産総額 (単位:円)	事業の内容 又は職業	議決権の 所有割合	関係内容		取引の内容	取引金額 (単位:円)	科目	期末残高 (単位:円)
						役員 の 兼務等	事業上 の 関係				
支配 法人	杉並区	杉並区 阿佐谷南 1丁目15番1号	—	地方公共 団体	社員2名 のうち1名	理事2名	基金拠出	基金	—	基金	(2,000,000)
							運営費負担	負担金	35,377,601	未払金	(1,099,908)

※期末残高の()は貸方残高を表している。

6. 重要な後発事象

該当なし。

附属明細書

1. 基本財産及び特定資産の明細

該当なし。

2. 引当金の明細

区分	期首残高	当期 増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
賞与引当金	1,400,599	1,587,833	1,400,599	—	1,587,833

財 産 目 録

令和8年3月31日現在

(単位:円)

貸借対照表科目	場所・物量等	使用目的等	金額	
(流動資産)	現金預金	普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区負担金管理口座	3,944,026
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 杉並区社会福祉協議会負担金管理口座	673,682
		普通預金 みずほ銀行 荻窪支店	運転資金 預り金管理口座	305,343
		定期預金 みずほ銀行 荻窪支店	基金 基金拠出額の管理口座	3,000,000
	立替金	相続財産管理人申立手続 費用立替金	相続財産管理人申立手続 費用立替金	9,066
	未収金	杉並区社会福祉協議会に 対する未収額	杉並区社会福祉協議会よ りの負担金精算に伴う追 加請求額	209,576
		年末調整所得税に対する 還付未収額	年末調整過納額の還付未 収金	50,191
流動資産合計			8,191,884	
資産合計			8,191,884	
(流動負債)	未払金	杉並区に対する未払額	杉並区よりの負担金精算 に伴う還付未払額	1,099,908
	未払費用	事業者及び職員他に対す る未払額	事業費及び管理費の事業 年度末経費未払額	2,328,500
	預り金	職員他よりの預り額	職員他の源泉所得税及び 職員の社会保険料預り額	175,643
	賞与引当金	職員に対する翌期に支給 見込みの当期帰属賞与額	6月予定賞与の引当金	1,587,833
流動負債合計			5,191,884	
負債合計			5,191,884	
正味財産			3,000,000	

監査報告書

公益社団法人 杉並区成年後見センター
理事長 田山 輝明 様

令和8年4月23日

公益社団法人 杉並区成年後見センター

監事 森脇 雅子



監事 松本 健樹



私たち監事は、令和7年4月1日から令和8年3月31日までの事業年度における理事の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果について、次のとおり報告いたします。

1 監査の方法及び内容

各監事は、理事及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、理事会に出席し、理事及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告について検討いたしました。

さらに、会計帳簿又はこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表及び正味財産増減計算書）及びその附属明細書並びに財産目録について検討いたしました。

2 監査意見

（1）事業報告等の監査結果

- 事業報告は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（2）計算書類及びその附属明細書並びに財産目録の監査結果

計算書類及びその附属明細書並びに財産目録は、法人の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に示しているものと認めます。

令和8年度

事業計画書
収支予算書

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月 31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和8年度

事業計画書

自 令和8年4月 1日

至 令和9年3月 31日

公益社団法人杉並区成年後見センター

令和8年度公益社団法人杉並区成年後見センター事業計画

1 基本的な考え方

厚生労働省の「第二期成年後見制度利用促進基本計画」の最終年度として、計画に掲げる「地域共生社会の実現」に向けた権利擁護支援の推進を図ることを目的として、次の基本方針のもと、成年後見制度の利用促進事業を遂行する。

【基本方針】

- (方針1) 成年後見制度を支える利用推進機関として、相談から利用までの一貫した支援機能を発揮するとともに、区民後見人の確保・養成と活用を推進するほか、法人後見の充実等を図る。
- (方針2) 権利擁護支援の地域連携ネットワークにおける中核機関として、関係機関との連携体制を強化するとともに、区民に対する成年後見制度の一層の周知・普及を図る。
- (方針3) 個人情報の取扱いに十分留意しつつ、情報公開を積極的に推進し、公益社団法人としての透明で適正な法人運営を行う。

なお、周知・普及活動については、制度をわかりやすく理解することができるよう、関係機関と協力して、様々な周知・普及の方法を工夫して進めていく。

また、区民が成年後見制度を正しく理解し、本人が制度の利用によるメリットを感じられるよう、関係機関の職員等への成年後見制度の普及活動にも力点を置いて展開する。さらに、杉並区及び杉並区社会福祉協議会と強固に連携し、成年後見制度の中核機関として一層の機能の充実や体制強化について検討していく。

今後、予定される成年後見制度の改正に伴い、成年後見センターの業務の見直し等に円滑に対応できるよう情報収集や相談・周知の活動を講じていく。

2 具体的事業計画

【公益目的事業】 成年後見制度利用推進事業

◆ 成年後見制度の周知、普及及び啓発活動

(1) 一般区民向け講演会

権利擁護支援としての成年後見制度の周知と活用を推進するため、法人主催や他団体との協働により一般区民向けの講演会を開催し、制度の普及啓発を図る。

○法人主催の講演会 年2回

○他団体との協働実施による講演会 年1回

(2) 区民後見人等養成・支援事業

区民後見人等候補者名簿登録者に対しては、後見人等候補者としての紹介から、後見人等受任後の監督までの一貫した支援を行う。また、名簿登録者の質の維持向上のためのフォローアップ研修を実施するとともに、後見人受任までの待機期間中に事業支援員や法人後見支援員として実務的な経験を培う事業を行う。さらに、区民後見人等養成事業の開催頻度などについて検討を行う。

○区民後見人フォローアップ研修 年2回

(3) 周知活動

パンフレット、ポスターやホームページなどの広報媒体を通じて、わかりやすく成年後見制度の仕組みや制度の利用促進の周知と法人事業の広報を行うとともに、地域団体等が主催する研修会や説明会への参加および協働実施を通じて、様々な周知活動を行う。

杉並区役所庁舎でのパネル展示を始めとした周知活動や、杉並区成年後見制度利用促進協議会メンバーを通じて、出張説明会や専門相談事業の案内を行う。

パネル展示等の周知活動の実施に際しては、事業支援員の活用を図る。

また、杉並区と協力し、区広報、区公式ホームページ及び区 SNS での定期的な周知活動などのほか、「すぎなみくらしのガイド」「高齢者のしおり」「障害福祉のしおり」等の区が発行するパンフレットに記事を掲載し、制度を周知する。

○パネル展示・催事での出展等 年2回(6月、12月)

◆ 成年後見制度に関する相談及び利用支援

(4) 相談業務、申立て手続き支援

高齢者や障害者等とその家族からの権利擁護や成年後見制度に関する電話・来所相談に対応するほか、必要に応じて訪問での相談対応を実施する。相談業務においては、制度の概要説明に加え、申立てに関する手続きの説明を行う。

また、平日の相談が難しい方や複雑な課題を抱えている方に相談の機会を提供するため、専門職団体との共催により休日相談会を実施する。

家庭裁判所への後見等開始申立てまでの支援が必要な方に対しては、申立て手続き支援として、申立て書類の確認や、第三者後見人等候補者の紹介など、継続的な手続き支援を行う。

また、既に後見人を受任している親族後見人や専門職後見人からの相談に対しても、適宜対応する。

さらに、制度利用開始前及び開始後における制度利用者やその家族のほか、後見人等や関係機関からの相談に的確に対応するため、専門職による相談事業の充実を図る。

○専門相談 月8回 (火・木 午後)

(5) 申立て費用、後見報酬助成事業

成年後見制度の利用が困難な方に対し、以下の助成事業を行う。

(申立て費用助成事業)

申立人の収入や預貯金等の資産が少ないため、申立て費用を負担することができない場合に、申立て手数料や鑑定費用を助成する事業

(後見報酬助成事業)

被後見人等の収入や預貯金等の資産が少ないため、後見人等への報酬を負担することが困難な場合に、被後見人等に対し、後見人等への報酬の全部又は一部を助成する事業

申立時における杉並区成年後見センターの関わりを、後見報酬助成事業の対象要件の一つとしている。そのため、関係機関や候補者となる専門職団体に周知を図るとともに、申立時に杉並区に住民票を有し、後見制度の利用に至った案件についても、報酬助成ができるよう事業の見直しを検討する。

◆ 後見人サポート及び関係機関との連携強化

(6) 親族後見人勉強会

東京家庭裁判所の最近の動向を含めた後見業務に関する法律知識、財産管理の手法や家裁への報告について専門家から学ぶため、親族後見人勉強会を開催する。また、勉強会の開催にあたっては、親族後見人同士が抱える疑問などを意見交換する交流の場として活用する。

○親族後見人勉強会 年1回 (下半期実施予定)

(7) 関係機関との連携強化のための事業

国の「成年後見制度利用促進基本計画」に定める地域連携ネットワークの中核機関としての機能を担い、本人や関係者と専門職団体や関係機関とのコーディネートを行う。また、杉並区成年後見制度利用促進協議会の開催を通じて、専門職団体や関係機関が成年後見制度の利用者本人と本人を取り巻く支援チームに対し、本人の意思決定支援を行えるよう必要な連携強化を図るとともに、制度の周知・普及についても協議する。

○杉並区成年後見制度利用促進協議会 年1回 (12月実施)

また、区民の「福祉と暮らしのサポート拠点」であるウェルファーム杉並に所在する機関として、困難事例や高齢者虐待の対応等を行う杉並区在宅医療・生活支援センターや、障害者の相談支援の拠点であり、障害者虐待の対応も行う杉並区基幹相談支援センターとの連携をより一層強化し、サポート拠点としての機能の充実を図る。さらに、杉並区社会福祉協議会(地域福祉権利擁護事業担当)とも密な連携を取り、業務連絡会を通して相談ケースについての課題共有に努め、両制度の適切な利用を推進していく。

以上のような地域連携ネットワークを構築することにより、後見人等の選任後においても必要なチーム支援機能が発揮できるよう、中核機関としての機能の充実を図る。

○地域福祉権利擁護事業担当との業務連絡会 (毎月1回)

◆ 法人後見事務

(8) 法人後見事務

成年後見制度の利用を必要とする区民の事案の特性から、法人後見としての対応が必要な場合には、後見人を受任し後見事務を進める。

また、任意後見の法人後見受任に関しては、必要な受任基準や体制整備について引き続き検討していく。

◆ 委任契約による代理事務

(9) 委任契約による代理事務

法人の任意後見に関する検討と併せて、移行型任意後見契約（通常の財産管理の委任契約と任意後見契約を同時に結び、判断能力が低下し、任意後見開始の必要が生じたときには、最初の委任契約から任意後見契約へ移行する契約形態）の活用について検討する。

◆ 後見監督事務

(10) 後見監督事務

候補者推薦事案においては、積極的に区民後見人受任の可能性を検討し、区民後見人受任事案に関しては、家庭裁判所の選任のもと、法人後見監督人として区民後見人に対する適切な指導監督を行う。

◆ 区長申立て事務支援

(11) 区長申立て事務支援

区長申立て事案においては「杉並区長の後見開始等の審判請求事務に関する協定」に基づき、杉並区長が迅速かつ適正に後見開始等の審判請求が行えるよう、関係機関と連携し必要な事務を行う。

【法人管理業務】

（１） 公益法人運営

法令及び定款にしたがい、理事会や社員総会の開催など法人の機関運営を行うとともに、法定書類の作成・備置き・開示と書類の定期的提出などを通じた透明性の高い法人運営を行う。

また、法人運営の状況を踏まえ、定款及び諸規則等について、必要な見直しを行う。

収 支 予 算 書
(令和8年4月1日から令和9年3月31日まで)

単位：円

I 一般正味財産増減の部

1. 経常増減の部

(1) 経常収益

利用料等収入	1,638,000	法人後見報酬・後見監督報酬
受取利息	45,600	
負担金収入	54,955,773	杉並区 41,414,591 円、杉並社協 13,541,182 円
経常収益計	<u>56,639,373</u>	

(2) 経常費用

① 事業費

① 事業費	45,887,162	
給料手当	26,648,081	職員給料手当（事業従事割合）
法定福利費	5,713,070	職員法定福利費（事業従事割合）
福利厚生費	123,882	
その他の報酬	4,754,530	委員、法律専門職、専門相談員、実務研修報酬他
消耗品費	276,500	
事務用品費	133,000	
賃借料	1,807,272	サーバー・PC・UTM リース料、相談管理システム
保険料	151,000	
修繕費	99,680	
旅費交通費	180,000	
通信費	525,400	電話利用料他
支払手数料	212,010	
広告宣伝費	586,000	パンフレット等作成費用
研修費	50,000	
業務委託費	528,000	議事録作成（運営委員会）
分担金	547,827	
申立費用助成	3,499,260	成年後見制度利用助成事業他
雑費	50,000	
処分料	1,650	自転車処分料

② 管理費

② 管理費	10,752,211	
役員報酬	1,070,000	役員報酬
給料手当	4,382,079	職員給料手当（法人管理業務従事割合）
法定福利費	2,454,912	職員法定福利費（法人管理業務従事割合）
福利厚生費	42,359	
その他報酬	1,232,000	法律専門職報酬
消耗品費	118,500	
事務用品費	57,000	
通信費	177,600	
賃借料	482,328	
修繕費	201,720	
支払手数料	166,930	
業務委託費	132,000	議事録作成（理事会）
分担金	234,783	

経常費用計 **56,639,373**

当期経常増減額 **0**

当期一般正味財産増減額 **0**

収支予算書内訳表

令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(単位：円)

科 目	公益目的事業会計	法人会計	内部取引消去	合 計
	成年後見制度利用推進事業			
I 一般正味財産増減の部				
1. 経常増減の部				
(1) 経常収益				
利用料等収入	1,638,000			1,638,000
受取利息	45,600			45,600
負担金収入	44,203,562	10,752,211		54,955,773
経常収益計	45,887,162	10,752,211	0	56,639,373
(2) 経常費用				
①事業費	45,887,162	0		45,887,162
給料手当	26,648,081	0		26,648,081
法定福利費	5,713,070	0		5,713,070
福利厚生費	123,882	0		123,882
その他の報酬	4,754,530	0		4,754,530
消耗品費	276,500	0		276,500
事務用品費	133,000	0		133,000
賃借料	1,807,272	0		1,807,272
保険料	151,000	0		151,000
修繕費	99,680	0		99,680
旅費交通費	180,000	0		180,000
通信費	525,400	0		525,400
支払手数料	212,010	0		212,010
広告宣伝費	586,000	0		586,000
研修費	50,000	0		50,000
業務委託費	528,000	0		528,000
分担金	547,827	0		547,827
申立費用助成	3,499,260	0		3,499,260
雑費	50,000	0		50,000
処分料	1,650	0		1,650
②管理費	0	10,752,211		10,752,211
役員報酬	0	1,070,000		1,070,000
給料手当	0	4,382,079		4,382,079
法定福利費	0	2,454,912		2,454,912
福利厚生費	0	42,359		42,359
その他報酬	0	1,232,000		1,232,000
消耗品費	0	118,500		118,500
事務用品費	0	57,000		57,000
通信費	0	177,600		177,600
賃借料	0	482,328		482,328
修繕費	0	201,720		201,720
支払手数料	0	166,930		166,930
業務委託費	0	132,000		132,000
分担金	0	234,783		234,783
経常費用計	45,887,162	10,752,211	0	56,639,373
当期経常増減額	0	0	0	0
当期一般正味財産増減額	0	0	0	0